

リーガルサポート発第 694 号

平成 22 年 3 月 29 日

支 部 長 殿

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート  
理 事 長 芳 賀 裕

成年後見制度に関する広報について（お知らせとお願い）

早春の候 貴職におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃は、当法人の事業活動に対しご理解と格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当法人は、財団法人民事法務協会から、別紙（1）のとおり平成 22 年 2 月 26 日付で「成年後見制度の広報に関する御協力のお願い」についてお申入れをいただき、これを承諾いたしました。

つきましては、平成 22 年 4 月 1 日より別紙（2）のとおり新聞広告や交通広告等で大規模な制度広報が実施されますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。また、本広報に伴うご相談（個別の事案の相談や後見人等候補者の推薦依頼等）を日本司法書士会連合会もしくは当法人本部にいただいた場合には、相談者のお近くの支部の連絡先をご案内することといたしますので、貴支部に所属する会員各位に周知いただきご対応くださるようご協力方お願いいたします。

また、本通知につきましては当法人ホームページの会員ページにも掲載いたしますので、その旨申し添えます。



別紙(1)

平成22年2月26日

社団法人 成年後見センター・リーガルサポート  
理事長 芳賀 裕 様

財団法人 民事法務協会  
会長 小池 信 行



成年後見制度の広報に関する御協力のお願について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日ごろから当協会の活動に対しまして、格別の御指導と御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、御承知のとおり、成年後見制度関連四法が施行されて、本年4月1日でちょうど10周年を迎えます。

この間、司法書士の皆様を始め、関係機関の方々の御努力により、同制度の利用率は着実に伸びてまいりました。しかしながら、その数字はいまだ先進国の水準の10分の1程度であるといわれ、同制度が我が国社会に十分浸透しているとはいい難い状況にあります。

そこで、今般、当協会では、制度発足後10周年を契機として、高齢者や知的障害者・精神障害者等の生活を守り、『共に生きる社会』の実現を目指す「成年後見制度」について、広く国民に周知し、理解を図るとともに、制度への参加を促すことを目的として、別紙のとおり、同制度に関する広報を計画しております。

つきましては、成年後見制度発足当初から、制度の運用に深く関わり、これを支え、推進されてまいりました、貴法人の御協力を是非とも賜りたく、お願い申し上げます。

成年後見制度が円滑に機能し、国民が安心して制度を利用するためには、制度の利用者を取り巻く関係機関の連携が非常に重要であり、成年後見制度の運用は、それらの関係機関によって支えられているということを、広く国民に周知することによって、制度利用に対する安心感へとつなぎたいと存じます。

何とぞ、本広報の趣旨に御賛同いただき、お力添えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

財団法人 成年後見センター ・リーガルサポート
22.3.-1
受付
No. 514係



## 成年後見制度に関する広報（新聞広告等）について

財団法人民事法務協会では、成年後見制度発足後10周年となる今年、同制度に関する広報事業の一環として、以下のとおり広告掲載を計画しております。

つきましては、以下の項目4について、貴会の御協力を賜りたく、お願い申し上げます。

### 1. 広告の目的

高齢者や知的障害者・精神障害者等の生活を守り、『共に生きる社会』の実現を目指す制度であるという、成年後見制度の内容等について、広く国民に周知し、理解を図るとともに、制度の主な推進機関を案内することにより、後見サービスを受ける者とこのサービスを提供する者（後見人等）双方の制度への参加を促すことを目的としております。

### 2. 利用する広告媒体

#### (1) 新聞広告

- ① 掲載日 平成22年4月1日
- ② 対象 全国紙5紙及び地方紙
- ③ 全7段広告とし、制度の意義や主な内容を説明するとともに、制度の利用へと導くための相談窓口として、次の7団体のウェブサイトを紹介します。  
全国社会福祉協議会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、  
日本公証人連合会、社団法人成年後見センター・リーガルサポート、  
社団法人日本社会福祉士会、社団法人日本精神保健福祉士協会

#### (2) 交通広告

交通広告ポスター（インターサイズ）を新聞広告と連動して作成し、東京メトロの地下鉄車内の窓上に掲示します（1か月）。

#### (3) 広報用ポスター掲示

成年後見制度周知ポスター（B2）を新聞広告と連動して作成し、都道府県庁、政令指定都市市役所、市区町村役場、公証役場、法務局及び制度推進機関に配布し、掲示依頼します。

### 3. 具体的な広告内容（イメージ）

別添のとおり

### 4. 御協力いただきたい事項

- (1) 上記2の(1)ないし(3)に記載の各広告及びインターネットの広報用特設サイトに、成年後見制度の推進機関として、貴会のウェブサイト掲載すること。
- (2) 上記2の(3)に記載の広報用ポスターを貴会の関係諸機関に配布し、掲示すること。



認知症になっても、  
障がいがあっても、  
自分らしく、安心して  
生活できるように。

知ってください

せいねんごうけんせいど

# 「成年後見制度」

**Q 成年後見制度って、なぜ必要なの？**

**A** 認知症高齢者や知的障害者・精神障害者など判断能力が十分でない人々の生活を守り、これらの方々を狙った悪質商法の被害を防ぎ、契約社会に対処するためには、「成年後見制度」のさらなる利用が求められています。

**Q 成年後見人って、どんな事するの？**

**A** 本人の意思を尊重し、心身の状況や生活状況に配慮しながら、財産を管理したり、生活に必要な契約を結ぶといった支度をします。本人の判断能力の程度に応じて、本人の法律行為に関する代理の同意の取扱いをします。

**Q 成年後見人って、どう選ばれるの？**

**A** 本人の判断能力が十分でない場合は、家庭裁判所が法定後見人を選任します。また、本人の判断能力が十分なうちに将来に備え、本人が任意後見人を選ぶこともできます。

**Q 成年後見人って、誰がなるの？**

**A** 成年後見人になるのは、①配偶者や親族、②弁護士・司法書士などの法律の専門家、③社会福祉士・精神保健福祉士などの福祉の専門家、④その他の第三者や法人などです。



★詳しくは、(財)民事法律協会ホームページまで。 <http://www.mlnji-houmu.jp/>

わたしたちは、「成年後見制度」をサポートしています。

日本弁護士連合会  検察  日本公証人連合会  検察  社団法人 日本社会福祉士会  検察  社団法人 日本精神保健福祉士協会  検察  財団法人 民事法律協会  
 日本司法書士会連合会  検察  社団法人 成年後見センター「リーガルサポート」  検察  全国社会福祉協議会  検察



認知症になっても、  
障がいがあっても、  
自分らしく、  
安心して生活できるように  
知ってください



# 「成年後見制度」

Q 成年後見制度って、なぜ必要なの？

成年後見制度は、認知症高齢者など判断能力が十分でない方々の生活を守り、共に生きる社会の実現を目指す制度です。近年、認知症高齢者を狙った悪質商法が社会問題化しています。こうした被害を防ぎ、契約社会に対応するためには、成年後見制度のさらなる利用が求められています。

Q 成年後見人って、どんな事をするの？

本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産を管理したり、生活に必要な様々な契約を結ぶといった支援をします。本人の判断能力の程度に応じて支援の中心は変わってきませんが、本人を代理したり、本人が行う行為に同意したり、本人が行った行為を取り消したりします。

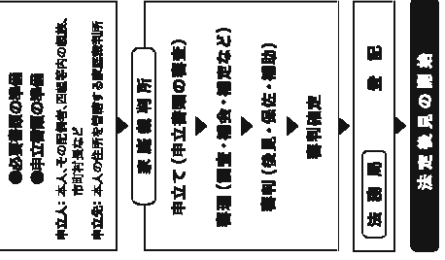
Q 成年後見人って、どう選ばれるの？

本人の判断能力が十分でない場合は、本人又は配偶者・四親等内の親族、市町村長などの申立てによって、家庭裁判所が法定後見人を選任します(法定後見制度)。本人の判断能力が十分なうちに将来に備え、本人が任意後見人を選ぶこともできます(任意後見制度)。

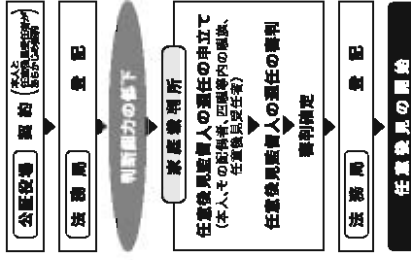
Q 成年後見人って、誰がなるの？

成年後見人になるのは、①配偶者や親族、②弁護士・司法書士などの法律の専門家、③社会福祉士・精神保健福祉士などの福祉の専門家、④その他の第三者などです。これらの自然人である「個人」だけでなく、「法人」も成年後見人として活動をしています。

## 法定後見制度を利用するには？



## 任意後見制度を利用するには？



★詳しくは、(財)民法務協会のホームページまで。 <http://www.mnjl-j-houmu.jp/>

わたしたちは、「成年後見制度」をサポートしています。

日本弁護士連合会  
日本司法書士会連合会

検索  
検索

日本公証人連合会  
社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

検索  
検索

社団法人 日本社会福祉士会  
社団法人 日本精神保健福祉士協会

検索  
検索

全国社会福祉協議会

財団法人 民法務協会  
〒101-0083  
東京都千代田区利根町2-6-5 第二新代ビル



認知症になっても、  
障がいがあっても、自分らしく、  
安心して生活できるように。  
知ってください



# 「成年後見制度」

Q 成年後見制度って、  
なぜ必要なの？

認知症高齢者や知的障害者・精神障害者など判断能力が十分でない人々の生活を守り、これらの方々を困った悪意商法の被害を防ぎ、要介護社会に陥るためには、「成年後見制度」のさらなる利用が求められています。

Q 成年後見人って、  
どんな事するの？

本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産を管理したり、生活に必要な契約を締結といった支障をします。本人の判断能力の程度に応じて、本人の法律行為に関するの代理の同意の取消しをします。

Q 成年後見人って、  
どう選ばれるの？

本人の判断能力が十分でない場合は、家庭裁判所が法定後見人を選任します。  
また、本人の判断能力が十分なうちに将来に備え、本人が任意後見人を選ぶこともできます。

Q 成年後見人って、  
誰がなるの？

成年後見人になるのは、①配偶者や親族、②弁護士・司法書士などの法律の専門家、③社会福祉士・精神保健福祉士などの福祉の専門家、④その他の第三者や法人などです。

★詳しくは、(財)民法法務協会ホームページまで。 <http://www.min.ji-houmu.jp/>

わたしたちは、  
「成年後見制度」を  
サポートしています。

日本弁護士連合会  
日本司法書士会連合会

検索  
検索

日本公証人連合会  
社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

社団法人 日本社会福祉士会

社団法人 日本精神保健福祉士協会

社団法人 日本社会福祉士協会

社団法人 日本精神保健福祉士協会

社団法人 日本社会福祉士協会

社団法人 日本社会福祉士協会

社団法人 日本社会福祉士協会

社団法人 日本社会福祉士協会

財団法人 民法法務協会  
〒101-0005  
東京都千代田区神田神保町2-8-5 三二ビル